

**国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算
及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書**

(平成
令和) 年分)

氏名 _____

(平成29年分以降用)

国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算に関する明細

国外事業所等の名称等	名 称	①	円	国外事業所等 純資産の額 に係る	国外事業所等帰属純資産相当額	⑧	円
	国 名 又 は 地 域 名	②			国外事業所等に係る資産の帳簿価額の平均残高	⑨	
	所 在 地	③			国外事業所等に係る負債の帳簿価額の平均残高	⑩	
	主 たる 事 業	④			国外事業所等に係る純資産の額 (⑨-⑩)	⑪	(マイナスの場合は0)
負債の利子の額	国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額	⑤		必要経費不算入額	国外事業所等に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高	⑫	
	⑤のうち国外事業所等から居住者の事業場等に対する内部支払利子	⑥			(⑧-⑪)と⑫のうち少ない金額	⑬	(マイナスの場合は0)
	⑤のうち国外事業所等帰属所得に係る必要経費として配分した金額に含まれる負債の利子の額	⑦			必要経費不算入額 〔⑤× $\frac{⑬}{⑫}$ 〕	⑭	

国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細

資本配賦法	総資産の帳簿価額の平均残高	⑮	円	同業個人 比較 対象年 の 状 況 準 法	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	⑲	円	
	総負債の帳簿価額の平均残高	⑯			氏 名	⑳		
	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	⑰				住所又は 居所	国名又は地域名	㉑
	12月31日における総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額	⑱			所在地		㉒	
	国外事業所等帰属純資産相当額 〔(⑮-⑯)× $\frac{⑰}{⑱}$ 〕	⑲	(マイナスの場合は0)		主たる事業	㉓		
					比較対象年	㉔		
資本配賦簡便法	総資産の帳簿価額の平均残高	㉕		簿価資産 資本 比率 準 法	比較対象年の12月31日における貸借対照表に計上されている純資産の額	㉕	円	
	総負債の帳簿価額の平均残高	㉖			氏 名	㉖		
	12月31日における国外事業所等に帰せられる資産の帳簿価額	㉗				住所又は 居所	国名又は地域名	㉗
	12月31日における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額	㉘			所在地		㉘	
	国外事業所等帰属純資産相当額 〔(㉕-㉖)× $\frac{㉗}{㉘}$ 〕	㉙	(マイナスの場合は0)		主たる事業	㉙		
					比較対象年	㉚		
					比較対象年の12月31日における貸借対照表に計上されている純資産の額	㉛	円	
					比較対象年の12月31日における貸借対照表に計上されている総資産の額	㉜		
					簿価資産資本比率 (㉛÷㉜)	㉛	%	
					国外事業所等帰属純資産相当額 (㉕×㉛)	㉛	円	

国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額の計算 及び国外事業所等帰属純資産相当額の計算に関する明細書

この明細書は、居住者が所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 221 条の 4 第 1 項《国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子》に規定する国外事業所等に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入額及び国外事業所等帰属純資産相当額を計算する場合に記載します。

なお、この明細書は、適用の対象となる国外事業所等（所得税法第 95 条第 4 項第 1 号に規定する国外事業所等をいいます。以下同じ。）ごとに作成します。

1 記載要領

- (1) 「⑥」欄は、所令第 221 条の 4 第 2 項第 2 号に掲げる金額を記載します。
- (2) 「⑦」欄は、所令第 221 条の 4 第 2 項第 3 号に掲げる金額を記載します。
- (3) 「⑧」欄は、資産配賦法（「⑮～⑲」欄）、資本配賦簡便法（「⑳～㉔」欄）、同業個人比準法（「㉕～㉙」欄）又は簿価資産資本比率比準法（「㉚～㉜」欄）のいずれかの方法により計算した金額を記載します。この場合、その金額の計算に関する書類については保存が必要となります。
なお、国外事業所等を通じて行う事業の種類に変更があるなどの事情がある場合を除き、前年に資産配賦法等（資産配賦法及び資本配賦簡便法）により計算した場合は資産配賦法等により計算し、前年に同業個人比準法等（同業個人比準法及び簿価資産資本比率比準法）により計算した場合は同業個人比準法等により計算します。
- (4) 「⑨」欄は、所令第 221 条の 4 第 1 項に規定する資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄は、所令第 221 条の 4 第 1 項に規定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (6) 「⑪」欄は、「⑨」欄の金額から「⑩」欄の金額を控除した金額を記載し、「⑪」欄の金額が「⑧」欄の金額に満たない場合に必要経費不算入額の計算（⑫～⑭）が必要となります。
- (7) 「⑫」欄は、所令第 221 条の 4 第 8 項第 2 号に規定する国外事業所等に帰せられる負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (8) 「⑭」欄に記載した金額が、負債の利子の額のうち、必要経費に算入できない金額となります。
- (9) 「⑮」欄又は「⑳」欄の各欄は、所令第 221 条の 4 第 3 項第 1 号イに規定する総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (10) 「⑯」欄又は「㉑」欄の各欄は、所令第 221 条の 4 第 3 項第 1 号ロに規定する総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載します。
- (11) 「⑰」欄、「⑱」欄又は「㉕」欄の各欄に記載した金額の計算の根拠を明らかにする事項を記載した書類については、保存が必要となります。
- (12) 同業個人比準法等により計算した場合は、比較対象者の選定に係る事項を計算した書類及び「㉑」欄、「㉒」欄、「⑳」欄又は「㉜」欄の各欄に記載した金額の基礎となる書類については、保存が必要となります。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

所令第 221 条の 4